

宇陀市公告第8号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月25日

宇陀市長 高見省次

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
平井地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年2月27日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況
経営体数
集落営農 1経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
中心となる経営体は十分確保されている
- 5 農地中間管理機構の活用方針
なし
- 6 地域農業の将来のあり方
取組事項：生産品目の明確化、複合化、農産物の品質向上
コメント：
 - ・集落営農組織を中心に農地を集約していき、今後高齢化及び担い手不足により懸念される耕作放棄地の発生防止に努めていきたい。
 - ・集落営農組織で水稻栽培に係る農作業全部受託が行えるようにするため、高性能の田植機、トラクター、乾燥機による低コスト化及び、籾摺機、選別機による農産物の品質向上を目指すためこれらの農業機械を揃えていく。
 - ・水稻＋野菜の複合経営を今後も目指していく。